

総務常任委員会

令和2年6月12日（金）

総務常任委員会

定例会名 令和2年第2回定例会
招集日時 令和2年6月12日(金) 午前10時
招集場所 第3会議室

出席委員 6名
委員長 黒木 のぶ子
副委員長 長田 麻美
委員 利根川 英雄
" 市川 圭一
" 鈴木 勝利
" 加川 裕美

欠席委員 なし

出席説明員
副市長 滝本 昌司
市長公室長 吉川 修貴
経営企画部長 吉田 将巳
総務部長 植田 裕
市民部長 高谷 寿
議会事務局長 滝本 仁
会計管理者 飯島 希美
経営企画部次長兼政策企画課長 柳田 敏昭
財政課長 糸賀 修
総務部次長兼管財課長 野口 克己
総務課長 吉田 充生
市民部次長 小川 茂生
総合窓口課長 大里 真紀
防災課長 中澤 久
監査委員事務局長 本多 聡
庶務議事課長 野島 貴夫

議会議務局出席者

書	記	白	田	幸	司
書	記	宮	田		修

令和2年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

- 議案第 45号 牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 議案第 46号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 51号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 54号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 55号 物品購入契約の締結について
- 議案第 69号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染による深刻な経済状況から脱出するために、国に緊急な経済対策を求める意見書の提出について
- 請願第 3号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願
- 請願第 4号 牛久シャトーの早期再開に向け牛久シャトー株式会社に対する行政指導を求める請願
- 令和元年請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書

午前9時56分開会

○黒木委員長 皆様、おはようございます。

時間前ではございますが、皆様おそろいのようなので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件の審査は、分割して行います。

市長公室、経営企画部の案件審査に説明員として出席した者は、副市長、市長公室長、経営企画部長、経営企画部次長兼政策企画課長、財政課長であります。

まず、市長公室、経営企画部所管の案件について審査を行います。

書記として臼田君、宮田君が出席しております。

本委員会に付託されました、市長公室、経営企画部所管の案件は、

議案第 51号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第 69号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第51号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第51号について提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課の柳田です。よろしくお願いいたします。

議案第51号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、政策企画課所管の部分につきまして説明をさせていただきます。

議案書10ページ、11ページを御覧ください。

歳出になります。款2総務費項1総務管理費目10自治振興費0104コミュニティバスの運行を管理する事業になります。コミュニティバスかっぱ号運行に際しまして、コロナウイルス感染対策といたしまして手指用消毒液、こちらを購入するための増額補正になります。38万8,000円です。こちら、かっぱ号の全車両の乗り口に利用者の方に御利用いただく手指用の消毒液を設置したものです。年間の購入費用を補正するものになります。

以上です。

○黒木委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 おはようございます。財政課糸賀です。よろしくお願いいたします。

財政課所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

予算書8ページ、9ページを御覧ください。

歳入です。款18項2目1の財政調整基金につきましては、牛久市一般会計補正予算（第2

号)の予算調整の結果、財源不足といたしまして4,019万3,000円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。これによりまして、概要書6ページにありますとおり財政調整基金の残高見込みが19億8,035万9,000円となります。

以上でございます。

○黒木委員長 ありがとうございます。これより議案第51号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 10ページ、11ページのコミュニティバスの運行の問題、消毒液ということですが、これはアルコールなのかそれとも次亜塩素酸水になるのかどちらかの選択肢があると思うんですが、その点について確認したいと思います。

○黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。こちら、アルコールの消毒液になります。5リッターで年間で22本購入予定でおります。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑、御意見のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、議案第51号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第69号、令和2年度牛久市一般会計補正予算(第3号)別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第69号について提案の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 議案第69号、令和2年度牛久市一般会計補正予算(第3号)のうち、政策企画課所管の部分につきまして説明をさせていただきます。

議案書の8ページ、9ページを御覧ください。

歳出になります。款2総務費項1総務管理費目10自治振興費0115公共交通事業者を支援する事業です。この事業は、コロナウイルス感染の影響により大幅な利用者減となったにもかかわらず大幅な減便等を行わなかった交通事業者に対しまして、3密を避けるための運行対策や感染予防対策経費などについて支援する補助金です。バス事業者については、市内で完結する路線を対象として1路線について100万円、3路線ありますので300万円を最大とします。タクシーについては、区域内を走行する1台につき最大10万円、3事業者合計で25台分250万円となります。こちら、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用し実施するものです。

歳入については、議案書6ページ、7ページを御覧いただきたいと思います。款14国庫支出金項2国庫補助金目1総務費国庫補助金節1総務費管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,162万8,000円の増額となります。

以上です。

○黒木委員長 財政課長。

○糸賀財政課長 財政課所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

予算書6ページ、7ページを御覧ください。

款18項2目1の財政調整基金繰入金につきましては、牛久市一般会計補正予算（第3号）の予算調整の結果、財源不足といたしまして3,338万8,000円を財政調整基金から繰入れするものでございます。これによりまして、概要書6ページにありますとおり財政調整基金の残高見込額が19億4,697万1,000円となります。

以上でございます。

○黒木委員長 提案書の説明が終わりました。質疑及び意見のある方、議案第69号に対する質疑及び意見を御発言願います。加川委員。

○加川委員 加川です。よろしくお願いたします。

予算書8、9ページ0110番、公共施設にサーマルカメラを設置するという事業について…（「財政課でなく管財課」の声あり）失礼しました、後ほどいたします。

○黒木委員長 ほかに質疑及び意見のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、市長公室、経営企画部所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので着座のまま暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時10分開議

○黒木委員長 それでは再開いたします。

次に、総務部所管の案件について審査を行います。

総務部所管の案件審査に説明員として出席した者は、副市長、総務部長、議会事務局長、会計管理者、総務部次長兼管財課長、総務課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

引き続き、書記として臼田君、宮田君が出席しております。

本委員会に付託されました総務部所管の案件は、

議案第 45号 牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

議案第 54号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 69号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますのでマイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等お願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第45号、牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてを議題といたします。

議案第45号について提案者の説明を求めます。総務課長。

○吉田総務課長 総務課吉田です。よろしくお願いたします。

議案第45号について御説明いたします。牛久市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてです。

本件は、地方自治法の改正に伴いまして、市長等に対する損害賠償責任についてその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに職責その他の事情を考慮して国が定める基準額を求償上限額として定めるものであります。

以上です。

○黒木委員長 提案者の説明が終わりました。これより議案第45号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、議案第45号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第54号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第54号について提案者の説明を求めます。総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 総務部次長兼管財課長の野口です。議案第54号について御説明申し上げます。

議案第54号、損害賠償の額を定めることについて、これは平成30年5月9日発生の牛久市総合福祉センター巡回バスによる事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、当事者と示談の内容が整いましたので議会の議決を求めるものでございます。

事故の経緯についてでございますが、平成30年5月9日午前8時12分頃牛久市奥原町3675番地6付近において、総務部管財課車両管理室所属の職員が運転する牛久市総合福祉センター巡回バスが進行方向道路が冠水していたため方向転換しようとして転回を行ったときに、バスの最も後方の座席に座っていた女性が体勢を崩し床に膝をついて負傷したことによる損害賠償です。相手方は、埼玉県川口市在住の高橋ノブさん、当時70歳の方です。過失割合は市側100%、損害額は253万5,338円全額保険対応となります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第54号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、議案第54号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第69号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第69号について提案者の説明を求めます。総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 総務部次長兼管財課長の野口です。

議案第69号につきまして、議案書の8ページ及び9ページ、歳出のページでございます。款2総務費項1総務管理費目6財産管理費です。こちら9ページ一番上の囲みになります。0108庁舎で新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する、101万4,000円。こちらにつき

ましては、新型コロナウイルス感染症流行に備えましてマスク 5, 000 枚それから消毒用アルコール 18 リットル缶 20、それから本庁舎 1 階 2 階、特に来客が多い部分につきまして今ビニールカーテンを設置して飛沫の防止としておりますけれども、透明度の高いアクリルの既製品を購入してこれに置き換えようという予算です。

次に、0109 リフレを分散執務室として整備する。リフレビルの 4 階は会議室として運用されておりますけれども、こちらについて牛久市の事務を行う分散執務室としても使用できるように、牛久市のネットワーク回線それから電話回線及び電源につきましての工事を行うという予算です。リフレビル 4 階第 3 会議室当ての工事ということになります。

次が、0110 公共施設にサーマルカメラを設置する、5, 445 万円。公共施設 42 施設についてサーマルカメラを設置し、新型コロナウイルス感染症の流行に備えて来館者の体温測定を行ってセルフチェック等、時期に応じた対応をしていくために備品として備えるといったような予算であります。

以上です。

○黒木委員長 提案者の説明が終わりました。これより議案第 69 号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。加川委員。

○加川委員 加川です。それではよろしく願いいたします。

今御説明がありました 8 ページ、9 ページ、この中の 0110 番公共施設にサーマルカメラを設置するという施策について質問いたします。主たる目的は承知いたしました。まず導入に至り市民及び施設の運営者から導入の希望の声があったかどうか、また設置場所として今 42 か所とマスコミ報道等で承知しておりますが、こちらの選定基準。そして、第 3 項目めとして導入を考えているサーマルカメラの主たる機能、これは精密度及び形状それから記録機能があるかどうか、記録機能とはレコード機能ですね。その後の保証やメンテナンス、これは助成を含めて購入されるということですが 5, 000 万円以上の買物ですので、ある程度の目安がついているかと考えますので質問いたします。

私の質問は以上です。

○黒木委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 管財課野口です。質問にお答えしたいと思います。

まず、公共施設現場からの希望の声があったかという御質問につきまして、こちらについては今回のコロナ等交付金についての対策を各施設から企画担当部署で集めました折に、幾つかの公共施設からは設置のための予算要求があったと聞いています。今回対象としている 42 施設の全てからあったかというところということではないということです。要望があった状況を勘案して、各担当でこのような方針に決めたということです。

それと、42 か所、この選定基準ということですが、基本的に不特定多数の方が利用する可能性がある施設は全て含んでいるというような状態です。それ以上は、細かい人数ですとかあるいは高齢者であるとか子供たちであるとかそういった状態にまで踏み込んで選別を行ったということはないということです。公共施設であれば基本的には設置しようという姿勢だったと。

次に、主たる機能ということですが、サーマルカメラ市販品は防犯カメラと合わさっているかなり高機能なものが確かにあるようで、また赤外線というのは夜間でも使えるということですから防犯機能があるものがあれば、あるいは会社等では職員の出退管理もできるというような機能もあるそうですけれども、今回はコロナウイルスということで当初念頭に置いていたのは来庁者それらなるべく人数が多い状態で並んだりしない状態で体温の測定ができるようにしようということでした。その記録機能につきましては、どういう情報を集めるかということにもよるんですけれども、来庁者数のカウント等については使用できる可能性があるのかもしれませんが、牛久市の先日お話がありましたような個人情報等、これについては個人情報の収集自体にもう目的等を明確にしなければいけないというような規定がございますので、そういったことを踏まえて取捨選択を行っていかねばいけないだろうということです。現時点では、これだけの機能であとはいらぬのかそういったものについてはまだ決まっています。

あと、形状ですね、様々な形状がありますが基本的には可動式のものにしよう、天井設置とかそういったものではなくて、現場に電源等があればそこに付けられるといったものにしようということです。ただし、サーマルカメラというのは屋外の使用にはあまり適さないというような情報もありますので、そういったことの制約は出てくるかと思えます。そのほか、モニターサイズとかそういったことについてはまたこれからの検討課題ということになります。

それから、保証とメンテナンスということですね、精密機器でありますから当然保証というのは必要ですし、メンテ、測定器具ということですからある程度の期間での校正作業というのは必要になってくる可能性があります。こちらについては、恐れ入ります、確かに5,000万円という非常に大きな予算をいただいているんですけれども、現時点においてこのくらいのタームで費用がかかってくるというような数字をまだ持ち合わせておりません。

以上です。

○黒木委員長 加川委員。

○加川委員 それでは、今のお答えに基づいて幾つかお聞きしたいことがございます。先ほど5,400万円という市としては高額な買物をするので、慎重に導入をされたほうがいいとお考えだとは思いますが、現在私もいろいろな機会ですらサーマルカメラについて勉強するチャンスがございました。現在、可動式のもので一番手軽なものがタブレット型のものがありまして、こちら牛久市でも導入を考えていらっしゃるころだと思いますが、プラス・マイナス0.2度の誤差で導入できるアプリ、1台5万円からのものがまずあります。例えば、公共施設、小中学校に導入することであれば、かえってこのようなもののほうが運用しやすいのではないかと御意見もでございます。また、公共施設ということですが、むしろ公共施設プラス介護施設、主管病院といった直接的に医療や来院される方が健康上の目的で利用する施設に置かれるのはいかがかと考えます。また、今回いろいろなことでまだ法律の基準が行き届いていないという声がございます。例えば、個人を特定する場合はあらかじめサーマルカメラを使用します、あなたの熱を測りますといった許可がある。ただし、特定しない場合は、要注意保護個人情報では、要配慮個人情報ではないのでいらぬのではないかと法的整備ができていない状況もあります。導入に至って

は、例えばレンタルまたは試用または簡単なものから本格導入を考えたかどうか、先行事例を見てからはどうかということを考えますがいかがでしょうか。

○黒木委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 管財課野口でございます。

まず、冒頭お話があったようなタブレット型でプラス・マイナス0.2度、非常に簡便な構成だと思いますが、基本的には私が今まで集めた情報では、サーマルカメラということなのでこれはカメラ本体が別にあるのではないかと思うんですけども、市販のいわゆるタブレットPCのみでは、すみません、私寡聞にしてまだサーマルカメラとして代用できる製品を知らないということです。もちろん、安価で使いやすい、持ち運びがしやすいといったものについては非常にメリットがあると思いますから、使う場所にもよりますけれどもそういったものの使用も検討していてもいいのかなと思います。

介護施設、病院への配置ということですけども、大変申し訳ございませんけれどもこの部分につきましては私、この予算内での説明としては範囲を超えるということで御容赦いただきたいと思えます。

以上です。

○黒木委員長 加川委員。

○加川委員 それでは、まだ個人情報等の法整備ができていないという部分で、導入に当たって慎重にされたらどうかということについてはいかがでしょうか。

○黒木委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 管財課野口です。

個人情報の収集ということについては、サーマルカメラ導入の時点で意識されてはなかったことです。委員御指摘のように、法的にサーマルカメラを不特定者が立ち入る場所に設置したときどのような注意書きが必要かといったことについてのまだ規定はないということですから、もちろん御利用者の方へ一定程度お知らせするような配慮は必要だと思いますし、本日の説明、冒頭でも申し上げましたけれども、導入する機器、機能が決まった段階でそこにセンシティブな情報が含まれるということでしたら、これは相応のルールを定めて運用すべきということです。ただし、今まで今回の新型コロナウイルス対策について県内自治体で配置しているカメラの運用状況からは、その場で画像として流し注意喚起を行うというところまでで、その記録をもって後ほど統計的な処理ですとか個人的な特定にまで及ぶようなデータを集めているところは恐らくないというような状態であります。

以上です。

○黒木委員長 加川委員。

○加川委員 まず、今回サーマルカメラを使ったことで一つ起きた事例は、これは空港でのスクリーニングですけども、その場合やはり熱がある方は別室へということである程度の仕分またはその方たちを一時的に確保する施設が必要になってきたんですね。今回のような非常事態、緊急事態、このように感染が蔓延している状態では十分にその対応が最初はできていませんでした

けれども、できるかとは存じますが、仮にこれが今後牛久市に42か所の公共施設に導入された場合に想定されるシーンというのが、例えばかっぱ号に乗って1時間待って福祉センターにお風呂に入りに来た方が熱があったといった場合、その方は次のバスまでまたお待ちになるまたはその公共機関を使ってお帰りになる、その1時間をどこかで過ごさなければならないといったような、ちょっと本当に病気なのかどうされるのかというようなこの方に対してどのように対応したらよいのかといったシーンも想定されるわけですが、私が先ほど申し上げたとおりに、導入に異を唱えるものではありませんが、先行事例等を見て慎重にテスト導入を始められたらいかがかなということに関してはいかがでしょうか。

○黒木委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 管財課野口でございます。

先行事例等の研究はもちろん必要だろうと考えております。御提案の、先ほどのレンタルですとかそういったものの段階まで踏むかどうかはこれからの情報収集によって考えていくということだと思います。委員の御指摘のとおり大変大きな買物でありますし、決してこういったものが大いに役立つ局面を望むものではありませんけれども、よその自治体であまりできない対応がこれによってできる部分もあると思いますので、購入段階については慎重に進めてまいりたいと考えます。

○黒木委員長 ほかに、議案第69号に対する意見のある方、ございませんか。利根川委員。

○利根川委員 項目が多いので、1つずついきますので。

一つは、検討をどのくらいやってきたかということなんですが、これを私どもが知ったのはその新聞報道によることということで、担当課としてはどの程度時間をかけて検討をしてきてあのような紙上発表になったのかということですね。

それと、これを考えるところによると議会を通ってから見積り発注ということになりますね。設置ということになるとどうしても2か月ぐらいかかるんじゃないかと。すると、目的としては第2波ということになると思うんですが、それらを前提に検討してきたのかどうか、その期間についてお尋ねします。

○黒木委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 今回の新聞報道のタイミング等につきましては、すみません、こちらは財政課所管のプレスリリースが流れたということで、私どもの仕事として図ったことではございませんのでなかなかお答えができかねるということです。

また、今回のこのコロナに対する交付金について、サーマルカメラ42か所全てに設置するといったことに関する検討の期間ですが、こちらも結果が出た後に私どもにこういった形での予算、お仕事を頂いたということですので、そちらの詳細については申し訳ございませんが情報を持ち合わせておりません。

以上です。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうしますと、簡単に言いますと担当課で十分に意見等を集めて検討をしたこと

ではないと判断をしました。それと、必要性というものがよく分からないんですね。例えば、カメラを設置してそこに陽性者が通った場合、当然そこに人がいなければ制止するとかなんかできないですね。ただ設置しているだけでは通り過ぎちゃってどこに行ったか分からなくなってしまうですね。その管理、運営についてどのように検討しているのかお尋ねします。

○黒木委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 こちら、設置後の管理ということですが、こちらにつきましては先行事例なども踏まえて、感染症の流行状況によっては人を配備してお声がけをする、そうでない外出規制等も全くない状態におきましては個人のセルフチェックに役立てていただくというような運用を考えておりますけれども、それぞれの公共施設における運用、段階別の運用といったような詳細までは未定というような状態です。

以上です。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 カメラの前に1人いなければ、そこを通っちゃってから誰が通ったか分からないわけですよ。そんなようなカメラが必要があるのかと当然そういった検討もなされて、金額的に5,000万円を超えるお金ですよ、そして42か所ということはもしそこに職員を配置することになれば新たに42人の職員が要るわけです。そういったことが、どうも今の答弁の中で十分検討されたとはどうも受け取れないんですね。今回42か所の公共施設に設置するということですが、全国的にこのサーマルカメラを設置して公共施設でそれなりの効果が現れているというところは現在担当課では把握しているのでしょうか、お尋ねします。

○黒木委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 把握についてはしておりません。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうすると、必要性の問題についてもそしてまた全国でのそういった効果というものも把握していないと理解をしました。その管理も検討していないと。それで、このサーマルカメラ自体は基本的には三脚を立てて入り口に置くということが前提になるのではないかと思いますけれども、これはサーマルカメラを作っているところ、製造元でも三脚で設置するには事故が多いと、というのは蹴飛ばして。大体その三脚で立てると1メートル四方が必要になるということで、特に子供たちがいる学校とか保育園とかそういったところでは倒される可能性、ケースが非常に多いという指摘も製造元では言っているわけですよ。こういった点についてどのように検討されたのかお尋ねします。

○黒木委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 総務部次長兼管財課長野口です。こういった施設ごとの設置の場所、設置の形態等について、今回の設置方針を決定したときにどのような議論がなされたかということについて、管財課としては把握していない状態です。すみません。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 今回、国からこういった補助金が出るから取ってつけてやったようにしかちよっ

と今の答弁を聞いている限りは思えないですよ。特に、現在牛久の例えば保育園、幼稚園に玄関から入ったところにその三脚を立ててサーマルカメラを立てて、私はこれはうまくいくとは思えないですよ。子供たちが倒す可能性も十分あるわけで、そしてまたそのサーマルカメラがあるところに管理をする人を置くということも検討されていない中で、ちょっとあまりにも私はずさん過ぎるんじゃないかなと思うんですが、それと、特に公共施設の場合については小さな子供から大きな大人まで、大体1メートル50センチメートルぐらい、私が大体1メートル80センチメートルぐらいですから、1メートルぐらいの子供たちとそういった高さの問題について、ではその例えば狭いところでのサーマルカメラを立ててうまくいくのかどうかという、そういった検証も当然しているんじゃないかと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○黒木委員長 総務部次長兼管財課長。

○野口総務部次長兼管財課長 検討過程において、現場でそのような形態別の検証を行ったりというような情報は得ておりません。以上です。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 何も検討していないとしか思えなくて、この5,000万円も超える予算がどうも納得できないですね、これ。それよりほかに使うことがあるんじゃないかと思います。議会の中でいろんな指摘をされてきましたよね、そういう中で今の答弁を聞く中で国から出る補助金をこれに充てていいのかという問題、そしてまた財源が足りないから財政調整基金から約四千万、五千万円のお金を出さなきゃならないと。それほどその必要なものなのかというのは、今の答弁の中では到底我々としては納得できないですね。

副市長、どうなんですか。ちょっとそこら辺についてお尋ねします。

○黒木委員長 副市長。

○滝本副市長 この新型コロナ対策ということで、いろいろ市では取り組んできているわけですが、おっしゃるようないろいろな課題、問題、確かにあろうかと思えます。けれども、そのクラスターとかいろいろなことを考えたときには、1つでも予防対策をすべきだろうという考えは持っております。なおかつ、このサーマルカメラの効用というのはあるわけですから、全然ゼロということではないと思えますので、そういったおっしゃっている課題、問題については当然対応して解決するなりして、公共施設でのクラスター的なものが発生しない予防ということとは必要かなとは考えております。

以上です。

○黒木委員長 よろしいですか、利根川委員。市川委員。

○市川委員 今のサーマルカメラの問題なんですが、基本的に百貨店だとかいろんなところを見ても出入口というのははっきりさせて、まず入り口が1か所で一方通行の流れですよ。そうすると、この本庁舎なんかですと裏口からももちろん裏からも入ってこられる、入り口も正面玄関がいわゆる真ん中と横がありますよね。そうすると、今委員の皆さんが言っているように確保はなかなか厳しいんじゃないかと思うんですね。基本、小さい子供たちは多分学校なんかでは行く前に検温を確かさせているはずと思うんです。不特定多数となると、やはりそこら辺の導線の

整理だとかをしていかないと、今人員の問題も出ていました、通常であれば42か所ということは42人を確かに配置しないと厳しいのかなと思いますので、再度やはり丸々全部やるのではなくて、取り急ぎここは必要なんじゃないかなというところから取り組んでいって、一遍に42か所果たして本当にやる必要があるのかなというのは、私も実際ちょっと答弁を聞いていて疑問に感じました。小学校などもいろんなところの入り口がありますので、そうすると昇降口も1つに絞って、そうすると何百人がそこで大渋滞を起こしちゃうわけですね。やはりそういうところも慎重に考えていただいて。導入することに対しては私は反対ではないんです、全然。ただやはりそこら辺の、ちょっと言い方が乱暴ですけども、ええい今だからやってしまえというような形では正直どうかなと思うんですね。やはりそれなりに国からの2億円というお金が出ていますけれども、いろんな今意見書でも等々出ていますが、やはり今切迫して子供たちなんかでも御飯を食べない、食べられない子供たちだとか、企業経営がこれはどうなっていくんだと。いろいろお母さんたちの話を聞きますと、やっぱり牛久はそういう手当てがほかの近隣の市町村よりは少ないんじゃないかといわれるんですよ。そこら辺はどうなんですと私も結構言われちゃうので、やはりそういうお金のかけ方、もう少し慎重にやはり考えていただいてじゃあ今全部一遍にやるということではなくて、ここだったら今導入できるだろうと、ちょっとここだとあまりにも広範囲すぎて厳しいなというところを再度これは検討していただいたほうがいいのかなと思います。だから、拙速に全部を取り入れてしまうと、ここではちょっとこれはあまり無駄だったんじゃないかなんていうところも出てくると思うので、やることに対しては第2波、第3波を考えたときにはやはり必要なかと思いますが、いろんな各国でも何十日間もコロナが出ていない、台湾なんかそうですね、ゼロと言っているところでも、今日の朝もニュースでやっていましたけれども、マスクもしていない、夜もにぎやかに屋台でわいわいわいわいやっている、それでも出ていないということもありますので、やはりただじゃないので、お金はやっぱりかかりますから、そこら辺は慎重にやっていただければなと思います。ですので、これは意見になっちゃうので質問の答弁はいいですけども、ただやっぱりそこら辺は執行部として考えていただければなと思っております。

○黒木委員長 ほかに質疑及び意見のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上で総務部所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、着座のまま暫時休憩いたします。休憩を取るか、10分くらい。

それでは、入替えと同時に各委員の方暫時休憩したいと思います。ちょうど11時まで休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時57分開議

○黒木委員長 それでは再開いたします。

次に、市民部所管の案件について審査を行います。市民部所管の案件審査に説明員として出席した者は、副市長、市民部長、市民部次長、総合窓口課長、防災課長であります。

引き続き書記として臼田君、宮田君が出席しております。

本委員会に付託されました市民部所管の案件は、

議案第 46号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 55号 物品購入契約の締結について

議案第 69号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますのでマイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第46号、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第46号について提案者の説明を求めます。総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 総合窓口課大里です。よろしくをお願いいたします。

議案第46号、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、こちらは令和元年法律第16号の施行に伴いまして通知カードが廃止となるため、牛久市手数料徴収条例における通知カードの再交付手数料の規定を削除するものです。

改正の内容といたしましては、対象となりますのは住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記載されているもの、概要はマイナンバー通知カード廃止のため条例第2条中第33号を削り、第35号から第41号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。施行は、公布の日より施行となります。

以上でございます。

○黒木委員長 ありがとうございます。これより議案第46号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、議案第46号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第55号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議案第55号について提案者の説明を求めます。防災課長。

○中澤防災課長 防災課の中澤と申します。よろしくをお願いいたします。

議案第55号、物品購入契約の締結についてを御説明させていただきます。

去る5月13日に執行しました指名競争入札におきまして物品購入契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしまして、令和2年度小型動力消防ポンプ付積載車購入、こちらは3台を購入予定でございます。

契約の方法といたしましては指名競争入札で行いまして、契約金額ですが2,084万2,269円となります。契約の相手方は、土浦市虫掛3314の1、株式会社土浦消防センター。

概要といたしましては、第1分団、これは上町にあります、こちらに普通自動車の小型ポンプ積載車、第6分団新地、第11分団大中においては軽の消防ポンプ付積載車を購入いたします。消防車両が、購入より26年以上経過しているため小型動力消防ポンプ付消防自動車を購入するものですが、今回の購入に当たりまして来年からも順次古いものを交換していきたいと考えております。

車の概要になります。1分団に用意します小型動力消防ポンプ付積載車につきましては、シャシーがキャブオーバー型4枚ドアのダブルキャビン、オートマチック車になります。定員は6名。小型動力ポンプは、可搬消防ポンプB-3級の合格品というものを用意します。艀装及び装備につきましては、散光式警光灯ほか資機材を装備するものでございます。この資機材につきましては、緊急車両という登録になりますのでそちらの備品になります。

小型動力ポンプの軽のほうですが、4輪駆動車のものを御用意させていただきます。こちらは2台を購入予定でございまして、シャシーがデッキバン型のオートマチック車の4輪駆動車になります。こちらは軽自動車ですので、定員が4名。小型動力ポンプは同じくB-3級の合格品、装備につきましても同様に緊急車両の艀装を施すものでございます。

以上になります。

○黒木委員長 ありがとうございます。

これより議案第55号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。市川委員。

○市川委員 そうすると古い消防車両というか、分団の、これはこの後どのような扱いになるのでしょうか。

○黒木委員長 防災課長。

○中澤防災課長 市川委員の御質問にお答えいたします。こちらは、もう非常に年月がたっているものですから、部品の供給等が難しい状態にございます。こちらについては廃車を予定してございます。

以上です。

○黒木委員長 市川委員。

○市川委員 よく、今そういう型遅れになったのを海外に供給というかやっているところが結構多いと思うんですね。そういうのは考えてはいらっしゃるんですかね。

○黒木委員長 防災課長。

○中澤防災課長 以前には1台海外に寄付したという経緯もございまして、そういったことも検討はさせていただいたんですが、今回はこの3台とも非常に古いものですから廃車という予定でございます。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑、意見のある方ございませんか。利根川委員。

○利根川委員 普通乗用車と軽自動車との能力の差はほぼ変わらないのかどうか、小さくなるしエンジンのパワーも低いと思いますので。それとあと、ホースの長さなんかも同等になってくるのかどうかということ。それと、これは特殊車両になるのか普通免許で運転できるのか、これもちょっと確認したいんですが。

○黒木委員長 防災課長。

○中澤防災課長 利根川委員の御質問にお答えします。まず、車両の違いなんですけど、当然排気量が違うものですから軽自動車に関しましては若干パワー不足というところも否めないものではありますが、市内を緊急車両として走行するには差し支えのない程度と考えております。それと、ホースにつきましては全て同じホースを積載してございます。免許なんですけど、こちらは可搬ポンプの車両ですので普通免許でこれは運転可能でございます。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、議案第55号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第69号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第69号について提案者の説明を求めます。防災課長。

○中澤防災課長 防災課の中澤でございます。

引き続き、議案第69号、補正予算について御説明をさせていただきます。

議案書の8ページの下段より10ページの上段までを御覧いただきたいと思っております。

款9消防費項1消防費目4防災対策費0111感染症対策用の備蓄品を購入し管理する。予算額が2,465万円でございます。主なものといたしまして購入予定のものでございますが、ワンタッチパーティション、テント、消毒用の噴霧器、ゴーグル、ディスポグローブ、こちら手袋です、あと非接触型の体温計及び防護服、またそれらを備蓄する倉庫を予定してございます。

以上です。

○黒木委員長 ありがとうございます。それでは、議案第69号について質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見を終了いたします。

ここで、執行部の入替えを行いますので暫時休憩のまま、執行部の方については入替えをいたします。

午前11時09分休憩

午前11時11分開議

○黒木委員長 それでは、全員おそろいのようなので再開いたします。

続いて、討論を行います。利根川委員。

○利根川委員 討論ということでいうと、議案第69号の補正予算、コロナサーマルカメラの問題については現在の委員会の中での答弁というのはちょっと不十分というしか考えられない、受け止められないんですね。ですから、委員会としてそれなりの意見ということをつけてもらえればと思います。というのは、全て一括で42か所に設置するというのではなく、必要などころをこれからやはり各公共施設等と検討しながら設置していくと。先ほどの答弁でも各公共施設からの要望というのはほとんどなかったとなっていると思いますので、私としては採決に当たってはそのような委員会としての意見をつけるようにしていただきたいと思います。

○黒木委員長 ほかに討論ございませんか。副委員長。

○長田副委員長 先ほどから出ています議案第69号のサーマルカメラについてですが、私は賛成の立場から討論させていただきます。

42か所ということで具体的な数字、完全に完璧にこの数字に決定というわけではないんですが、それについての御意見も多いと思うんですが、徐々にやっていくというのはどこで感染者が出るかわからないので逆に私は一斉にやったほうが良いと思っております。それと、位置などはこれからちゃんと研究してつけると思いますので、そういう面でもやはり出入口の問題などはしっかりとやっていただいて、みんながそこを通れるような感じでやっていけば、一斉にやったほうが問題ないんじゃないかなということと、あとサーマルカメラがそういう場所についているということで、やはりちょっと微熱があっても行っちゃおうかなという人の抑止力にもなると思いますので、私はこの件に関しては賛成をしたいと思います。

○黒木委員長 加川委員。

○加川委員 先ほど来、皆様と意見を交換し答弁を得た議案第69号ですが、私もサーマルカメラ自体の導入に関しては賛成ではございますが、あまりにも検討がなされていない、設置場所についても精査されていない、医療機関が抜けている等の所々の疑問点があることから、もう一度御検討いただき、こちらからの附帯決議をもって採決をお諮りしたいと考えます。

○黒木委員長 自席において、暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分開議

○黒木委員長 それでは再開いたします。

ただいまの加川委員の御発言、附帯決議をつけるということに関しましてはまたそのような手順となっておりますので、今の附帯決議につきましては加川委員から訂正をお願いしたいと思います。加川委員。

○加川委員 先ほどの附帯決議をつけてというところを訂正いたします。委員会として意見をつけてという利根川委員に討論に対して準ずるものでございます。附帯決議については訂正いたします。

○黒木委員長 加川委員の意見に対しまして、訂正されました。

続きまして、これより付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第45号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

その前に、利根川委員から意見が求められておりまして、第69号に対する……（「暫時休憩して」の声あり）議案第69号の採決をする前に暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分開議

○黒木委員長 それでは再開いたします。

議案第69号に対しましては先ほど利根川委員から御意見がありましたけれども、委員会として利根川委員の意見を付すことに対しましてお諮りしたいと思います。利根川委員。

○利根川委員 委員会の意見として、早急にということではなくて慎重にということだけのものを意見として入れてもらえれば。だから、一括ということじゃなくて、先ほどの答弁は一括だったから、順次慎重にという方向だけで。

○黒木委員長 それでよろしいですね。ただいま利根川委員から、報告書に委員会の意見として慎重にということの申し出がありましたので、そのようにしたいと思いますので皆さんの申し出に対しての……（「委員会として意見を付すことに賛成か」の声あり）委員会の意見として付すことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手多数であります。（「内容については任せるから」の声あり）よって、議案

第69号は……失礼いたしました。それでは、改めて議案第69号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって議案第69号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、執行部提出議案を除く委員会付託案件の審査を行います。

本委員会に付託されました執行部提出議案を除く案件は、

意見書案第4号 新型コロナウイルス感染による深刻な経済状況から脱出するために、国に緊急な経済対策を求める意見書の提出について

請願第 3号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

請願第 4号 牛久シャッターの早期再開に向け牛久シャッター株式会社に対する行政指導を求める請願

前回より継続審査となっております、

令和元年請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書

以上4件であります。

それでは議事に入ります。

意見書案第4号、新型コロナウイルス感染による深刻な経済状況から脱出するために、国に緊急な経済対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書案第4号について、意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 これは質疑じゃなくて意見なんです。（「意見ですね」の声あり）かしこまりました。

意見書案第4号なんですが、緊急経済対策として国に要請する2項目め、3項目めについては具体的な数字が示されております。しかし、これはこの2項目め、3項目めの内容につきましては、今ちょうど国会の参議院で審議されている今年度の政府の第2次補正予算に組み込まれている政策に反映されているものではないかと思えます。例えば、2項目めの新たな制度として新型コロナウイルス対応休業支援金、これは仮称なんです、その新たな新制度として打ち出されております。また、3項目めについては家賃支援給付金として打ち出されている。これは政府の第2次補正予算に組み込まれている内容とほぼ一致している。3項目めは若干減収対象とか補助率で違いますが、大きな大差はないようです。ということをお勘案すると、このままの形で提出する意味があるのかどうかということをおちょっと疑問に思っております。

それから、5項目めの消費税支払い猶予ということについてなんですけれども、ここに関しては新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律によって、収入が大きく減少している方には他の国税と同じように既に納税猶予の特例が創設されているということです。と考えると既に支払い猶予というのが、これはもちろん事業所には20%以上減収という制限があるんですが、そういうことを考えると支払い猶予というのは全ての

事業者に求めるということであれば分かるんですけども、その辺のところのちょっと細かいことが書いていないのでちょっと分からないなという感じがいたしました。

それから、税率の再検討、税率等を含めた再検討ということなんですが、税率を上げるにせよ下げるにせよあるいは消費税を続けるにせよなくすにせよ、この本意見書の趣旨とちょっと相入れないのではないかなと思いました。消費税制策というのはそのもの社会保障費を賄うための中長期的な政策であって、今回のコロナウイルスの感染症による経済対策のような感染症の収束を見極めて打ち出される短期的政策とはちょっと内容的に相入れないようなものではないかなとして考えました。質問ではないんですが、意見ということでお話しさせていただきました。

以上です。

○黒木委員長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようなので、以上で意見書案第4号についての意見を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、意見書案第4号について採決いたします。採決は挙手により行います。

意見書案第4号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分開議

○黒木委員長 参考人の方が着席されましたので、再開いたしたいと思います。

参考人より、皆様の今お手元にお配りしました請願第3号に係る参考資料の配付依頼がありましたのでこれを許可し、各委員の机の上に配付いたしました。

それでは次に、請願第3号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

参考人の方には、請願の趣旨を簡潔に説明願います。参考人。

○大名参考人 本日は、大変貴重な時間をお借りいたしましてこのような場を設けていただきまして、初めに感謝申し上げます。

私は、日本国民救援会茨城県本部の事務局をしております大名と申します。

短くということでしたので、今日の発言の趣旨についてお配りした資料の1枚目の裏表にまとめましたのでこれを読み上げる形で提案させていただきたいと思っております。

座ってお話をさせていただきます。

なお、資料の説明だけ先に申し上げたいと思うんですがよろしいでしょうか。

2枚目にとじてありますのは、再審法、刑事訴訟法の再審規定の改正の必要性についてまとめた資料であるんですが、その3ページ目以降に刑事訴訟法の当該部分の条文を載せておきました。それから、その次に日本弁護士連合会の決議文、これは冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議というのがありますが、昨年10月4日日弁連が決議を上げた資料をつけておきました。その次につけてあるのが、今年の4月22日にNHKの「視点・論点」で周防正行さんがお話をされたことについて掲載されてあります。一番最後に、6月8日、つい今週の月曜日ですが、朝日新聞の社会面に大きく取り上げられた記事がありますので、関係する袴田事件という事件の記事ですがこれをお配りさせていただきました。

以上の資料を基にお話をさせていただきます。

まず、請願者である日本国民救援会はどういう組織かといいますと創立92年たっております。全国に会員4万数千人を抱える人権擁護団体でありまして、その活動の柱として冤罪被害者の支援活動を行っております。罪を犯していない人が犯罪者とされ身に覚えのない罪で処罰される、これが冤罪であります。冤罪は人生を破壊し人格を否定する最大の人権侵害といわれております。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後を絶ちません。痴漢冤罪事件などを見ても、いつ誰が冤罪被害者になるか分かりませんし、決して他人ごとではありません。近年、NHKや民放でも冤罪事件が大きく取り上げられております。無実なのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段、これは裁判のやり直し、つまり再審しかありません。最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求事件が継続しております。このうち日弁連が支援している事件が29件のにのぼり、そのうち18事件で再審無罪が確定しております。

最近では、滋賀県の湖東記念病院事件、人工呼吸器を引き抜いて人を殺したという事件だったんですが、これで12年間服役した西山美香さんが今年3月31日に再審無罪判決を勝ち取りマスコミでも大きく報道されました。この事件は、看護助手の西山さんが患者の人工呼吸器を外して殺害したとされたのですが、軽度の知的障害を持つ供述弱者でありまして、その供述弱者にうその自白をさせた違法な取調べや、当初から病死の疑いがあると記載された医師の捜査報告書が隠されていた、これが無罪の決め手となりました。

ここ茨城県利根町で起きた布川事件、これは殺人犯とされた杉山さんと桜井さんが29年間も服役し、再審無罪を勝ち取るまでに43年9か月もの年月を要しました。その後、桜井さんが国と県を訴えた国賠裁判で、昨年東京地裁が警察と検察の違法な捜査や証拠隠しなどを断罪して国と県に損害賠償を命じたことは記憶に新しいところです。

また、この間4月22日にはNHKの「視点・論点」で「再審法改正をめざす市民の会」共同代表の周防正行さんが再審のルールづくりについて解説をしております。

また、先ほど申しあげました今週6月8日の朝日新聞社会面には袴田事件が大きく取り上げられています。この袴田事件は死刑判決が確定した事件ですけれども、警察が証拠を捏造したと認定して6年前に再審開始決定が出され獄中から社会に戻ってきました。けれどもその後、一昨年東京高裁がこの再審開始決定を取り消しました。そのため、現在最高裁で審理され、再び死刑台

に戻されてしまうのかと世界が注目している事件であります。袴田巖さんは現在84歳、長い獄中生活で拘禁症を患い、44年という気の遠くなるような時間をかけて無罪を求めています。

この冤罪被害者の再審開始決定を阻んでいるのが2つの問題であります。その1つは、検察が捜査で集めた証拠を隠し証拠を開示しないことでもあります。証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察、検察の手にありますが、現在の刑事訴訟法では再審請求をしてもそれらを開示する義務はないとされています。けれども、無罪となった再審事件では新証拠の多くが実は当初から検察が隠し持っていたものでした。布川事件でも、自白の殺害方法とは異なる死体検案書が隠されていました。桜井さんたちのものではないと鑑定された毛髪鑑定書も隠されました。また、録音テープを2回取られたのですが、そのうち1本しか出さなかったんですけれども、この自白をしたという録音テープは改ざんされていたということが明らかになりました。国賠訴訟では、こうしたものが当初から提出されていれば有罪判決はなかったとして検察と警察の違法行為を認めたというものです。現在、通常の刑事裁判では公判前整理手続を通じて不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には何一つルールがないままなのです。この証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正の附則で、政府はこの法律の公布を必要に応じ速やかに再審請求における証拠の開示について検討を行うとしています。政府はこれを踏まえ速やかに証拠開示の制度化を行う必要があります。

もう1つの問題は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることでもあります。鹿児島の大崎事件の原口アヤ子さん、現在92歳です。3回も再審開始決定が出ているのに、そのたびに検察が即時抗告をしたりさらに特別抗告をして再審開始がまだ実現されていません。三重県の名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年に一審では無罪判決でした。その後逆転判決で死刑が言い渡されたのですが、獄中から何度も再審請求を行い2005年に一度再審開始決定が出ました。けれども、それに対して検察が即時抗告をしたり異議申立てをしたりして89歳で無念の獄死を遂げられました。

昨今、検察官の職務が話題になっています。検察庁法は検察官を公益の代表と定めています。日本の再審制度は、再審開始決定を受けてそれから再審公判が開かれるという構造ですから、争いがあれば再審公判で争うべきです。日本がその法律をつくる際に手本としたドイツでは、既に1964年に検察の上訴を禁止して再審開始決定が出たら公開の法廷で裁判のやり直しをすることになっております。

無辜の救済という再審制度の趣旨からも、再審開始決定に対する無限の不服申立てを認めることは、冤罪被害者の悲劇を繰り返すことにほかなりません。今冤罪被害者自身が立ち上がり、それを支援する市民の会が声を上げ、日弁連も決議を上げています。冤罪で苦しむ人は一日千秋の思いで再審無罪を求め続けています。

無実の者を無罪にという当然の願いに応えるために、再審を阻む2つの障害を取り除くこと、一つ、再審における検察手持ち証拠の全面開示、二つ、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止、この点での刑事訴訟法の再審規定、再審法の改正は不可欠であることを訴えて趣旨説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○黒木委員長 ありがとうございます。それでは、請願第3号について質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 それでは御質問させていただきます。すみません。請願文書の表に「当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はない」云々という文言があったんですが、この当事者主義、調べてみたらそれに相對するものが職権主義だとなっていたんですが、この辺のところちょっと分かるように御説明願ってよろしいですか。

○黒木委員長 参考人。

○大名参考人 主に英米法とドイツ法の違いというのがありまして、職権主義というのは裁判所が裁判所の権限を強くして裁判所の判断で何でもやれるようにする、当事者主義というのは攻撃と防御、刑事事件であれば検察官と被告人の当事者の主張を優先してそれを保証するようなところから法律制度が成り立っていくというそういうものです。

この再審法の問題でなぜこれが問題になるのかといいますと、刑事訴訟法が元々はドイツ法を基につくられていたと。これは、ドイツ法というのはそもそもが職権主義という、英米法は当事者主義といわれる。だけれども、今度の刑事訴訟法の改正の中で当事者主義のほうをどんどん取り入れられてきているんです、戦後になって。攻撃と防御を保証するというふうになってきている。ところが、この再審法の規定だけは戦前から一項目しか変わっていない。それは、不利益再審を禁止したという部分だけ。戦後に変ったのはそこだけで、それ以外は完全に当事者主義ではない職権主義の規定のままずっと今日まで来ていると。したがって、再審に関する攻撃や防御に対するルールが定められていないために、証拠開示義務も再審まで及ばなかったんですね。

刑事訴訟法全体としては証拠開示義務がどんどん広げられてきたんです。ところが、再審についてそれがそこまで及ばなかったために、現在まだ裁判所の判断一つで証拠開示はおろか、三者協議といって検察官と弁護人の協議さえも行わないで書類だけで判断してしまうなんていう裁判所もあるくらいです。したがって、いい裁判官に当たれば検察にどんどん昔の証拠を出せというふうに裁判所が求めて新しい証拠が出てきて、新しい証拠というのは古い証拠なんです、それが開示されてそれが無実の証明になるということがいっぱいあるんですが、裁判所によっては全くそういうことをせずに再審開始を棄却するというようなことが非常に多く起きていると、そういう問題であります。

○黒木委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 もう一点だけお願いします。今の当事者主義とか職権主義も含めてなんですが、もう一つの問題として検察による不服申立てが再審決定に対して認められている、許されているというお話がありました。これは、国際的には今再審に関してはどのような状況になっているのかをお話しいただければと思います。

○黒木委員長 参考人。

○大名参考人 日弁連の決議の提案理由というちょっと厚い一番最後にお配りした中に12ページ辺りに記載がありますが、ちなみに海外においては先ほどの英米法圏の各国では通常審理にお

いても一般的に検察官による上訴を認めていません。またフランスでも、審理委員会の付託を得て裁判構成機関が再審請求に理由があると判断したときは、言い渡された有罪判決を取り消すと、この取り消し決定に対して不服申立てはできないとされています。さらにドイツでは、先ほど言いましたように1964年に既に即時抗告を明文で禁止していると、こういう実態があります。ちなみに、近辺の台湾とか韓国でも上訴できません。台湾では特に、イノセンス・プロジェクトというのがありまして、この再審について検察が非常に間違った裁判は許せないという、検察がその先頭に立っているというそういう特徴があります。

○黒木委員長 ほかに質疑、御意見のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、以上で請願第3号についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

参考人の方、ありがとうございました。

午前11時54分休憩

午前11時55分開議

○黒木委員長 再開いたします。

次に、請願第4号、牛久シャトーの早期再開に向け牛久シャトー株式会社に対する行政指導を求める請願を議題といたします。

請願第4号について、意見のある方は御発言願います。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、請願第4号についての意見を終結いたします。

次に、前回より継続審査となっている、令和元年請願第2号、二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書を議題といたします。

令和元年請願第2号について、意見のある方は御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 もう何回も継続で来たんですが、担当課に聞いています。この問題については、これからの防災無線関係の中での検討段階にまだちょっと入っていないということで、まだコンサルタントに任せてあるのかな、ということでもまだ十分審議されていないというような問題もありまして、議会でこれを決めてしまうということにはちょっと私としては、ですから、ある程度案が出てきてそれからもう一度検討するというのが妥当じゃないかなと。そうしますと、まだあと半年、一年かかるような案件だと思いますので、できれば決着をつけたほうが、賛否をとったほうがいいと思います。

○黒木委員長 ほかに意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、以上で令和元年請願第2号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました請願につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第3号について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、請願第3号は原案のとおり採択されました。

次に、請願第4号について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、請願第4号は原案のとおり採択されました。

次に、令和元年請願第2号について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手ございませんので、令和元年請願第2号は不採択と決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたします。

次に、本委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

新型コロナウイルスによる感染拡大は、全国的に収束に向かいつつある状況にはありますが、今後も感染拡大の第2波、第3波も懸念されることから、委員長といたしましてはこの際新型コロナウイルス感染症対策についてを調査事項とし、本委員会の閉会中の所管事務調査としたいと思っております。この件について、意見のある方は御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 事務調査という点についてはよろしいんですが、あと議会として決議とか何か市に出している項目もありますので、その回答をもらったりなんかすることも必要じゃないかなと思っておりますので、それらも含めるということでもいいのかどうか確認をとりたいのですが。

○黒木委員長 ただいま利根川委員から御発言がありましたけれども、ただいま様々な意見書等が出ておりますけれども、この事務調査についてそれらも含めながら閉会中の所管事務調査としたいと思っておりますが、これに関しまして異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、次に調査期間についてを議題といたします。

調査期間については、本委員会の現委員の任期が令和3年5月14日までとなっておりますので、本委員会の委員の任期満了までとしたいと思っております。

この件につきまして、意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、本委員会の閉会中の所管事務調査についてお諮りいたします。

調査事項を新型コロナウイルス感染症対策とし、調査期間は本委員会の現委員の任期の令和3年5月14日までとすることに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査をすることに決し、議長宛閉会中の所管事務調査の申し出をいたします。

以上で、本委員会の審議については終了いたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後0時04分閉会